

第34回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月25日(月)午前10時00分から午前11時10分

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(8名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、6番 新野 庄右エ門

7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

(欠席委員 2番 鈴木 秀男、5番 佐々木 一宏)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第53号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告
について

第 5 報告第54号 非農地証明の結果報告について

第 6 議第187号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 7 議第188号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 8 議第189号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 9 議第190号 農用地利用集積に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 内谷 新悟、主事 淀野 拓也、主事 玉田 絵里子

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げます。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第34回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、8名であります。欠席届のあった委員は、議席2番鈴木秀男委員、議席5番佐々木一宏委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会に、農業委員等に関する法律第29条並びに、川西町農業委員会会議規則第17条の規定により、中郡地区の伊藤義幸農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名ですが、川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。議席4番新野勝廣委員、議席6番新野庄右エ門委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、書記については事務局職員より内谷事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第53号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告についてを、上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野拓也

資料の1ページをご覧ください。報告第53号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告について、川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。10月申し出件数1件、田3,114㎡。保留件数1件、田3,114㎡。支援センター保有分売り渡し件数1件、田5,259㎡。所有権移転合計1件、田5,259㎡。

利用権の設定。10月再設定件数1件、田5,261㎡。利用権設定合計1件、田5,261㎡。

なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、報告第54号非農地証明の結果報告についてを、上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

8ページをご覧ください。議第54号非農地証明の結果報告について、願出件数は2件です。
(非農地証明についてを、朗読により説明) 以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第6、議第187号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを、上程します。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

10ページをご覧ください。議第187号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は8件です。

(議第187号1番から7番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第188号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を、上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

12ページをご覧ください。議第188号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は3件です。

(議第188号1番から3番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について、議席8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号1番について、11月11日に渡部泰徳推進委員と私で現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a対価●●万円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号2番及び3番の件について、議席9番黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号2番について、11月13日に江袋實推進委員が現地を確認しました。今回の申請は贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a対価●●万円は妥当だと判断します。

番号3番について、11月15日に荒井浩委員が現地を確認しました。今回の申請は贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a対価●●万円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第189号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

13ページをご覧ください。議第189号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は5件です。

(議第189号1番から5番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番及び2番の件について、議席8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号1番について、11月18日に私が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号2番について、11月18日に私が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号3番から5番の件について、伊藤義幸農地利用最適化推進委員より報告願います。

伊藤義幸 委員

番号3番について、11月25日に私が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号4番について、11月24日に私が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号5番について、11月24日に私が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

伊藤義幸推進委員については、ここで退席いただきます。大変ご苦労さまでした。

(伊藤推進委員 退席)

議長 大沼藤一

日程第9、議第190号、農用地利用集積計画に対する決定についてを、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

議第190号、農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

15ページです(議第190号本文及び整理番号7981番、7982番について朗読により説明)。

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただ今の件についてご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

これもちまして、第34回川西町農業委員会総会を閉会いたします。